

新型コロナウイルス情報

企業と個人に求められる対策

特別編 株主総会運営上の対策と法的留意点

作成

日本渡航医学会 産業保健委員会

日本産業衛生学会 海外勤務健康管理研究会

作成日：2020年3月3日

【使用上の注意点】

この新型コロナウイルス情報－企業と個人にもとめられる対策－（以下、本情報）は、企業の新型コロナウイルス対策を担当する者を対象に作成したものである。使用に際しては、当該企業の状況にあわせて各企業の判断で活用すること。

本情報で示された対策例等は全ての状況に適したものであることを保証しておらず、実際の対策を限定・拘束するものではない。実際の対策の選択に当たっては新しい情報の入手、個々の事案・状況を十分に把握する必要がある。

なお、本情報は2020年3月2日時点で確認し得た流行状況やウイルスの病原性情報、関係省庁の対応（厚生労働省、外務省等）をもとに作成されたものであり、今後の上述の状況等により本情報の内容を変更する必要性が生じる場合がある。本情報の作成にあたっては、現時点で得られる情報についての正確性に万全を期しているが、各企業担当者が本情報を利用して各種対策を検討・実施したことにより何らかの損害（逸失利益および各種費用支出を含む。）等の不利益または風評等が企業、その社員及びその他関係者において生じたとしても、日本渡航医学会および日本産業衛生学会は一切の責任を負うものではない。

株主総会運営上の対策と法的留意点

多くの企業では、3月から6月にかけて株主総会の開催が予定されている。その開催・運営にあたり、会社は株主のみならず役員・従業員に対する安全配慮（感染防止対策）を検討することが必要となる。企業として取り得る対応について以下のとおり検討を加える。

1. 株主総会の延期

会社法は、事業年度の終了後3か月以内に必ず定時株主総会を招集することを求めているわけではないため、翌月への延期も不可能ではない。定款の定めがある場合でも、定款で定めた時期に定時株主総会を開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りるものと考えられる。しかし、多くの会社では株主総会の会場の変更を今から行うことは会場の選定からしても困難が伴うし相応の経済損失も免れ難い。また、延期をする場合には、議決権行使に関する基準日の（剰余金の配当を株主総会で決議する場合は、剰余金配当の基準日についても）公告をやり直す必要があるため、現実的には、株主総会の延期が難しい会社が多いように思われる。

2. 議決権行使書やインターネットによる議決権行使への誘導

株主総会を開催する場合には、感染拡大リスクへの対応として出席株主を減らす施策を考える必要がある。特に高リスク者（高齢者や基礎疾患を有する方等）に対しては、積極的に、出席を控えることを呼びかけることも検討すべきである。そのため、自社ホームページや招集通知において議決権行使書やインターネットによる議決権行使を積極的に促すとともに、それらによる議決権行使を誘引するために、

- 議決権行使書等による議決権行使は新型コロナウイルス感染症の蔓延防止策の一環であり、社会的意義のある行為であることを説明する。
- 従来、株主総会に出席した株主に慣例的に提供しているいわゆる「お土産」について、今回は予定しないことについて併せて説明する。
- 株主総会に出席しない株主のために、いわゆるハイブリッド参加型バーチャル株主総会とする（※後記詳述）。
- 行使書等による議決権行使を積極的に促す方策として、行使書等による議決権行使をした株主に対してギフトカード等を贈呈する（ただし、有効に議決権を行使された来場株主にも同様の対応は行う必要がある。）。

等を検討する。なお、これら対応については、法的な検討項目もあるため、弁護士などと十分に検討しつつ対応を行うことが良い。

3. 株主総会の短時間化

感染リスクは接触時間が長いほど高まるので、株主総会の短時間化を図ることも検討課題とする。ただし、株主の発言時間（質疑の時間）を短くすることは、取締役の説明義務（株主の質問権）の観点から疑義が出やすいので、報告事項の報告（特にビデオ等の会計の説明など）等の時間の短縮を検討する。

4. 感染リスクの低減のための諸施策

株主総会の会場運営については、会社は、株主だけでなく役員・従業員等についても新型コロナウイルス感染症に罹患しないように配慮する必要がある。例えば、以下のようなものが考えられる。

- 株主総会の会場となる施設の衛生面を確認する（ドアノブ、座席、マイク等の衛生チェック。空調・換気の確認等）。さらに座席の配置方法（通常よりも座席の間隔を開けて設置する、あるいは、

隣の株主と一席空けて座るなどの対応を求めるなど。)を検討する。

- 多くの株主と対面で会話をするようになる株主総会の受付担当者、会場担当者は、マスクなどを装着し、感染防止策を講じることが良い。また、そのような防止策を講じることを快く思わない株主がいることも想定し、必要な掲示をしておく。
- 株主総会会場の入口において、アルコール消毒剤等を設置し、出席株主に利用を勧め、また、マスクを提供する。なお、マスク、消毒液などの供給が追いついていない状況下では、株主総会における当該物資の確保については留意をするべきであり、この点からも、来場しないで行える議決権行使を促す対応を積極的に検討すべきである。
- 総会場の入口付近に「発熱あるいは健康状態が思わしくない株主はお申し出下さい。」との掲示をし、担当者も、口頭で呼びかける。また、申出がなくても、積極的に声掛けをすることが良い。流行状況によっては、入場にあたり検温を行うことも検討する。
- 健康状態が思わしくない株主については別室（今回は、株主控え室を設けず、当該別室を用意する。当該別室には医師を同席させるなどの対応を準備する。）での参加を案内する。ただし、発言機会を別室から与えることが必要となるので、その準備をすることが必要となる。なお、発熱その他の健康状況及び海外渡航歴等を確認した結果、感染疑いが相当程度見込まれる場合には入場をお断りすることも可能と考える。
- 質疑の際、株主はマイクを共用することになりますので、質問の都度、マイクを消毒液で拭く。
- 株主総会の終了後、退場者による混雑を回避する措置を講じる。座席のエリアを指定して順次退場を求めるなど、議長および会場案内等で積極的に呼びかけるなどを検討する。

5. ハイブリッド参加型バーチャル株主総会

新型コロナウイルス感染症対策として比較的容易に導入できるものと思われるのがハイブリッド参加型のバーチャル株主総会も検討対象と考えられる。法的な位置づけとしては、(現実の)株主総会に出席しない株主へのサービスとして、株主総会の様子を中継・配信するものである。総会に出席したと同様に総会会場の雰囲気を感じることで、役員の発言等も聞くことができるため、株主の満足感を高めるものであり、一方で、通信障害が発生したとしても株主総会決議の取消事由ともならないと解されており、新型コロナウイルス感染症対策として比較的容易に導入できるものと思われる。

以上